

告 示

埼玉県告示第三百七十号

令和元年埼玉県告示第四百三十号で公示した公共測量は、令和二年三月十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十日

埼玉県知事 大野元裕